

有効期間満了日 令和5年12月31日

熊生企第947号

令和4年12月12日

出会い系サイト及びSNSの利用に起因する事件並びに児童ポルノ事件の実態に関する調査について（通達）

見出しの件については、「出会い系サイト及びSNSの利用に起因する事件等並びに児童ポルノ事件の実態に関する調査について（通達）」（令和3年12月14日付け熊生企第995号）に基づき、報告を求めているところであるが、調査内容を一部変更し、令和5年の調査については、下記の要領により実施することとしたので適切に報告されたい。

なお、旧通達は令和4年12月31日をもって廃止する。

記

1 調査の趣旨

本調査はSNS等（出会い系サイト及びSNSをいう。以下同じ。）の利用に起因する事件並びに児童ポルノ事件の実態を正しく把握し、児童（18歳未満の者をいう。）の性被害防止のための各種施策等を効果的に講じていく上で必要な事項について調査するものである。

2 調査対象

(1) SNS等の利用に起因する事件のうち、事件送致し、刑法犯検挙情報票又は特別法犯検挙情報票（以下「検挙原票」という。）を作成した児童被害に係る次に掲げる事件

ア 児童買春・児童ポルノ禁止法違反事件（児童ポルノ事件を除く。）

イ 児童福祉法違反事件

ウ 青少年保護育成条例違反事件

エ 重要犯罪（殺人、強盗、強制性交等、強制わいせつ、放火、略取誘拐及び人身売買）

オ 逮捕監禁事件

(2) 児童買春・児童ポルノ禁止法違反事件として事件送致し、特別法犯検挙情報票を作成した児童ポルノ事件

3 報告要領等

(1) 報告様式

ア 2(1)の調査事項

別記様式1 SNS等の利用に起因する事件実態調査表

イ 2 (2)の調査事項

別記様式2 児童ポルノ事件実態調査表

(2) 調査上の留意事項

ア 2 (1)の調査は別添1「SNS等の利用に起因する事件実態調査表記載要領」に、2 (2)の調査は別添2「児童ポルノ事件実態調査表記載要領」に従って行うものとする。

イ 別添3「補助票」は2 (1)の調査及び2 (2)のうちSNS等の利用に起因する事件の調査について用いること。

ウ 「補助票」の調査項目のうち、「被害児童関係」及び「保護者関係」については、事件担当者が被害児童及び保護者から聴取して確認すること。

エ その他

(ア) 原票と調査票の内容（被害児童の人数、学職、性別等）に相違がないか確認をすること。

(イ) 本調査の対象は、少年担当係が所管する以外の事件（殺人、強盗、強制性交等、強制わいせつ等）も含まれていることから事件担当課（係）と緊密に連携を図り、漏れなく報告すること。

(3) 報告期限等

本調査対象に係る事件を送致後、速やかに生活安全企画課企画指導係宛てに電子メールで報告すること。

※ 別記様式・別添（略）